

倉敷市生物多様性地域戦略構成案（「第3章2.」以降について）

第3章 倉敷市の現状と課題

2. 倉敷市の自然環境の特筆すべき特徴

- (1)「市木・市花・市の鳥」……制定年と写真など
 (2)市内に生息する生きものたち……倉敷市の主な生態系区分ごとに記載

- ①生態系区分に関する説明(春夏秋冬の生きものの様子、イメージイラスト)
 ②各生態系に生息する生きものについて、種類ごとに写真を交えて説明
 希少種及び外来種に言及しつつ、代表的な動植物を紹介
- ・植物
 - ・昆虫
 - ・両生類
 - ・淡水魚類(※里山林では記載なし)
 - ・ほ乳類
 - ・鳥類
 - ・その他の生きものたち(無脊椎動物、貝類など)
- ③生態系区分の記載順
- ・川や用水路の生きものたち
 - ・ため池の生きものたち
 - ・田んぼや畑の生きものたち
 - ・海辺の生きものたち(海中の生きものについても記載)
 - ・里山林の生きものたち
 - ・街中の生きものたち(※種類ごとには分けず、1ページにまとめて記載)
 - ・湿地の生きものたち(※種類ごとには分けず、1ページにまとめて記載)

(3) 地域ごとの自然環境とその特徴

市内の地域ごとの自然環境について、観察適地及び各種地域指定などを示しながらその特徴を記載する。

- ①地域分案:倉敷地区、玉島地区、児島地区、水島地区、真備・船穂地区
 ②倉敷の主な観察適地に関する説明(主に自然史博物館ホームページより抜粋)
 弥高山、酒津八幡山と川原、福山南麓・浅原地域、鶴形山、玉島勇崎・新池、
 円通寺のある山、溜川、玉島乙島E地区、種松山、藤戸寺周辺、大室海岸、
 由加山、鷲峰山山系・妹山山系など
 ③自然環境保全に関する法令や条例などによる地域指定等
 関連する法令等:自然公園法、岡山県自然公園条例、倉敷市自然環境保全条例、
 岡山県自然保護条例、岡山県自然海浜保全地区条例、都市計画法、鳥獣保護及
 び狩猟に関する法律、保安林
 ④市が認定、設置、管理する事項
 探鳥コース、美しい森、巨樹・老樹、いわれのある井戸、自然環境の保全・啓発に
 係る主な施設など

3. 倉敷の生物多様性保全におけるこれまでの取組みと課題

(1) 生物多様性保全に係るこれまでの取組み

自然保護協定の締結状況など自然環境保全施策等について記載する。

- 倉敷市自然環境保護条例
- 倉敷市自然保護監視員の設置
- 自然保護協定について
- 倉敷市立自然史博物館の設立
- 倉敷市自然環境保全計画(くらしきネイチャープラン)の策定
- 「自然にやさしい公共工事をめざして～自然環境保全マニュアル～」の策定
- 自然環境調査の実施
- 自然保護啓発用冊子(A5版)『倉敷の自然シリーズ』の発行
- 希少野生生物に関する取組みについて
- 外来生物に対する取組みについて

など

(2) 倉敷市の生物多様性保全における課題

- 倉敷市全体の課題
- 地域固有の課題

第4章 戦略の目標と基本方針

1. 戦略の基本理念

- 自然環境は未来の世代からの預かり物であることを意識する。
- 地域にあった生物多様性保全を通じて、地域の暮らし・文化、風土の保全を図る。
- 多様な主体が積極的にかかわる姿をしめす。
- 自然と共生する持続可能な社会の実現を目指す。

2. 戦略の目標

• 目標の理念・表現方法

- 倉敷全体の将来の姿 ……わかりやすい言葉、イラストなどで表現する。
～イメージ図など～

- 生態系区分別に表現する

(例) <河川・用水路・池>

- 生態系への配慮がなされ、自然保護と治水が両立し、外来生物の排除が進み、美しい水辺と自然環境が保たれ、多くの生き物に満ち溢れる。
- 海から上流部までの連続性が改善され、様々な魚や水生生物が遡上する。
- 河川、用水路と農地等の連続性が確保され、メダカやドジョウ、ゲンゴロウ等、多くの水生生物の良好な生息・生育地が広がる。

など

- 地域別の将来の姿: 地域ごとに自然環境の特徴がことなるため、倉敷全体のほか、地域別の目標をしめす。

- 目標期間の設定……期間が長期の場合、例えば、短期5年後、中期20年後、長期50年後など段階ごとの目標を示す。

表 他自治体における目標期間設定状況

自治体名	短期	中期	長期	備考
千葉県 柏市	1～5年	5～10年	40年	40年後(2050年)を目標とするが、中間的な期間も設けている。
千葉県 流山市	50年			
愛知県 岡崎市	1～10年	10～30年	30～40年	40年後(2050年)までをロードマップとして示している。
岐阜県 高山市	100年			戦略への取組みは、初期段階(概ね5年)、中期段階、最終段階と段階別に示している。
兵庫県 西宮市	7年			目標年は、環境基本計画に併せるが、30年後まで見据え戦略を推進する。
兵庫県 明石市	3～5年	5～15年	50年	

3. 基本方針

- 目標実現に向けた、基本的な方針

参考: 第二次環境基本計画における施策の方向性

- 身近な自然と水辺の保全
- 希少野生生物の生息・生育環境の保全
- 自然とのふれあいの促進
- 緑の保全
- 緑化の推進
- 都市公園等の整備
- 環境学習の機会の提供
- 環境学習や環境活動を支える人(地域・NPO)の育成
- これからの時代を担う子どもたちの環境教育の充実

第5章 行動計画

1. 基本的な取組みの方向性

- 基本方針に基づく取組みの方向性を明示
- 活動主体、協働体制の必要性などの確認

2. 具体的な取組み(リーディングプロジェクトなど)

- 地域ごとまたは生態系区分ごとに取り組み内容を明示。
- リーディングプロジェクト(重点施策)

例: 生物多様性保全・再生モデル地区の設定と具体的施策の推進

市民モニタリング活動、生物多様性保全の視点で進める地域社会活性化、人材育成

第6章 戦略の推進体制・進行管理

1. 推進組織
2. 各主体に期待される役割
 - ①市の役割
 - ②市民に期待される役割
 - ③事業者^①に期待される役割
 - ④市民団体に期待される役割
 - ⑤教育機関に期待される役割
3. 連携・協働
 - 各主体との連携体制の構築
 - 国・県・周辺自治体との連携体制の構築
 - 専門的な情報収集ネットワークの構築

第7章 戦略策定の経緯等

1. 戦略策定の基本的な考え方
2. 戦略策定の経緯
3. 倉敷市生物多様性地域戦略策定委員会
4. 倉敷市生物多様性地域戦略庁内連絡会議
5. 倉敷市環境審議会
6. 倉敷市環境基本条例